

砂防関係工事における見積りを活用した予定価格の作成について（お知らせ）

令和元年 12 月
土木建築局 技術企画課長
砂防課長

平成 30 年 7 月豪雨により被災した箇所の早期復旧に向け、砂防施設の整備を進めていますが、不調・不落となる案件が多く発生しています。砂防関係工事においては、特定の歩掛と実勢価格が乖離している可能性があるため、この事実が確認できる場合は、見積書を採用することとしました。

1 対象工事及び対象歩掛

- (1) 対象工事
砂防関係工事のうち、発注者が指定する工事
- (2) 対象歩掛
土木工事標準積算基準書 第 III 編 河川 第 3 章 砂防工 2) コンクリート工 8. 砂防コンクリート打設歩掛

2 見積りによる直接工事費等の決定と取扱い

- (1) 見積り条件
見積依頼書に対象歩掛について見積書を徴収する旨が記載しております。見積書の妥当性を確認するため、標準歩掛が使用できない理由書の提出を求めることとします。
- (2) 見積書の妥当性の確認
見積書の採用に当たっては、提出された見積書及び理由書の確認を行い、必要に応じて聞き取りを実施し、妥当性が確認できる場合は見積書を採用します。